

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和元年10月29日

香美市監査委員 岡本 明弘
香美市監査委員 岩崎 昭雄
香美市監査委員 小松 紀夫

記

1 監査の対象

定住推進課、企画財政課、環境上下水道課、議会事務局

2 監査の実施日

令和元年10月23日、28日、29日

3 監査の方法

監査にあたっては、監査対象課の契約事務を中心に関係法令及び予算に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類を照合検査するとともに、関係職員等からの説明を受けた。

4 監査結果

一部で改善又は注意を要する事項が見受けられたが、概ね良好に処理されているものと認める。

今後は、指摘事項等に留意したうえで事務執行にあたること。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づきその旨を通知されたい。

改善等を要する事項

(1) 香美市文書事務取扱規程第39条第2項の保存期間が満了していない文書で、簿冊に綴られていないものがあつた。(環境上下水道課)

(2) 契約の相手方に送付するために作成案の伺いをし、決裁を受けているにもかかわらず、作成すべき文書が作成されずに相手方に未送付であつた。(環境上下水道課)

5 監査委員意見

- (1) 保存期限内の文書は、香美市文書事務取扱規程に基づき適正な文書管理に努められたい。
- (2) 今後は、契約の相手方に送付すべき文書は、契約書に基づき送付するよう遵守されたい。